

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	医薬品の販売業の許可（配置販売業を除く）		
根拠法令及び条項	医薬品医療機器等法第24条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 医薬品医療機器等法25条、26条、28条、 医薬品医療機器等法施行規則140条、141条 薬局等構造設備規則（昭和三十六年二月一日厚生省令第二号）2条,3条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 （昭和三十九年二月三日厚生省令第三号）2条（店舗販売業）		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年2月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(7日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考	法令の定め以上に具体化することが困難。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。